

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前											
<p><b>別表第4（第7条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">係長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u>。</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	係長専決事項	(1) (略)	(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u> 。	(3) (略)	(4) (略)	(5) (略)	<p><b>別表第4（第7条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">係長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	係長専決事項	(1) (略)	(2) (略)	(3) (略)	(4) (略)
係長専決事項												
(1) (略)												
(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u> 。												
(3) (略)												
(4) (略)												
(5) (略)												
係長専決事項												
(1) (略)												
(2) (略)												
(3) (略)												
(4) (略)												